「介護予防・通所介護相当サービス」料金表

令和6年4月改定分

対象事業所:あすならホーム菜畑、あすならホーム富雄、あすならホーム西の京 あすならハイツあやめ池、あすならハイツ恋の窪

※奈良市・生駒市(6級地)の1単位あたりの地域単価 ※各サービスの単位数に地域単価を乗じた金額が利用料金になります。

10.27円

①事業対象者・要支援1(週1回程度)

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1カ月の利用が4回まで、1回につき	436単位	4,477円	448円	896円	1,344円
1カ月の利用が5回以上、1月につき	1,798単位	18,465円	1,847円	3,693円	5,540円

^{※1}カ月の利用回数が5回を超えると月額料金が適用されます。

②事業対象者・要支援2(週2回程度)

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
1カ月の利用が8回まで、1回につき	447単位	4,590円	459円	918円	1,377円	
1カ月の利用が9回以上、1月につき	3,621単位	37,187円	3,719円	7,438円	11,157円	

^{※1}カ月の利用回数が9回を超えると月額料金が適用されます。

③加算料金(要支援1、2)

10.27

サービス内容 単位数	利用料金	自己負担額			
サービス内台	早世数	数 利用科 <u>亚</u>	1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ活動加算/月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
運動器機能向上加算/月	225単位	2,310円	231円	462円	693円
若年性認知症利用者受入加算/月	240単位	2,464円	247円	493円	740円
栄養アセスメント加算/月	50単位	513円	52円	103円	154円
栄養改善加算/月	200単位	2,054円	206円	411円	617円
口腔機能向上加算 [/月	150単位	1,540円	154円	308円	462円
□腔機能向上加算Ⅱ/月	160単位	1,643円	165円	329円	493円
選択的サービス複数実施加算 I (1~3)/月	480単位	4,929円	493円	986円	1,479円
選択的サービス複数実施加算Ⅱ/月	700単位	7,189円	719円	1,438円	2,157円
事業所評価加算/月	120単位	1,232円	124円	247円	370円
サービ ス提供体制強化加算 I 要支援1/月	88単位	903円	91円	181円	271円
サービ ス提供体制強化加算 II 要支援 1 /月	72単位	739円	74円	148円	222円
サービ ス提供体制強化加算皿 要支援1/月	24単位	246円	25円	50円	74円
サービ ス提供体制強化加算 I 要支援2/月	176単位	1,807円	181円	362円	543円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2/月	144単位	1,478円	148円	296円	444円
サービ ス提供体制強化加算皿 要支援2/月	48単位	492円	50円	99円	148円
生活機能向上連携加算 I (3月に1回を限度)/月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算Ⅱ/月	200単位	2,054円	206円	411円	617円
生活機能向上連携加算Ⅱ (運動器機能向上加算を算定している場合)/月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回を限度)/回	20単位	205円	21円	41円	62円
□腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)/回	5単位	51円	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算/月	40単位	410円	41円	82円	123円

④減算料金

サービス内容 単位数	并心料	立数 利用料金	自己負担額			
	半世数		1割負担	2割負担	3割負担	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合/月(要支援1)	-376単位	-3,861円	-387円	-773円	-1,159円	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合/月(要支援2)	-752単位	-7,723円	-773円	-1,545円	-2,317円	

高齢者虐待防止措置未実施減算/月(要支援1)	一18単位減算
高齢者虐待防止措置未実施減算/月(要支援2)	一36単位減算
業務継続計画未策定減算/月(要支援1)	一18単位減算
業務継続計画未策定減算/月(要支援2)	一36単位減算
介護職員処遇改善加算 1 /月	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ/月	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ/月	所定単位数に2.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)/月	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) /月	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数

[※]所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

[※]介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを 行う事業所に認められる加算です。

[※]介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

[※]介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

- ※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。
 - 介護職員等特定処遇改善加算が(I)の場合…所定単位数に8.2%(5.9%+1.1%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。
 - •介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に8.0%(5.9%+1.1%+1.0%)を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を乗じた金額が 介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が 自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。